

## 人と動物が共に安全で快適に暮らせる町のため 9月20日(日)から26日(土)は 「動物愛護週間」です

保健センター ☎ 33・8000

動物愛護週間は、生命ある動物の愛護と適正な飼養について、皆さんに関心と理解を深めてもらうために「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」に基づいて設けられています。この機会に飼っている動物や身近な動物について、もう一度考えてみましょう。

### 犬を飼っている人へ

●犬を飼うときは  
生後90日を経過した犬は、狂犬病予防法により、生涯に1回の登録と毎年の狂犬病の予防注射を受けな

ければなりません。登録鑑札および注射済票は、必ず犬の首輪につけましょう。登録や注射を受けていない犬、および鑑札や注射済票を首輪につけていない犬の飼い主は、法律により処罰されます。

### ●散歩のときはマナーを守って

散歩時の犬のふんの放置で迷惑をされているという相談が多く寄せられています。排せつは自宅で済ませるようにしましょう。また、散歩時はふんを入れる袋や水を携行し、飼い主が責任を持って処理しましょう。事故防止のため、必ずリードを装

着し、犬を制御できる人が散歩をさせましょう。

### 猫を飼っている人へ

### ●飼い猫は屋内で飼育を

屋外では交通事故や感染症などの危険があります。外の暮らしは過酷なので長生きできず、平均寿命は4〜5年と短くなります。屋内飼育の飼い猫の寿命は15〜20年ですので、屋内で飼いましょう。

### ●飼い猫には身元表示を

迷い猫を防ぐため、飼い主・住所などが分かるよう、飼い猫には首輪と名札などをつけましょう。

### ●繁殖を望まない場合は必ず不妊・去勢手術を

猫は、生後1年足らずのうちに繁殖能力が備わります。年に2〜4回、1回あたり3〜5匹程度の子猫を産みます。不妊・去勢手術は、尿のおいが弱まり、さかりの鳴き声がなくなる効果も期待されます。

### ●飼い主のいない猫について

おなかをすかせた猫に餌をあげようとするとその気持ちは、悪いことではありません。

しかし、餌を与えるだけでは、猫はどんどん増えます。また、ところかまわず排せつし、近所や周りに迷惑をかけ、結果的に嫌われてしまいます。無責任な餌やりはやめましょう。

### ■動物は愛情と責任をもって最後まで飼いましょう

ペットを家族に迎えることは、ひとつの命を預かることです。愛情と責任を持ってその動物が命を終えるまで飼いましょう。



### ■飼育ルールやマナーを守りましょう

犬や猫などの動物は、人に安らぎを与えてくれる大切なパートナーです。一方で町には、犬や猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。

犬や猫と暮らすためには、いくつかのルールやマナーがあります。近隣には、犬や猫が苦手な人、アレルギーを持っている人などが住んでいる場合があります。他人に迷惑を掛けないよう配慮しましょう。マナーを理解し守ることで、人と動物がともに安全で快適に暮らせる町を目指しましょう。

いっしょにたべようよ

## こども食堂たわらもと

主催：田原本町赤十字奉仕団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。食事の提供は月1回を予定しています。



日時 **10月10日(土)**

正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階 調理室

参加無料

対象 幼稚園児と小学生（幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要）

定員 約30人

問・申込 9月28日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル（☎35-3835）へ。詳細はQRコードを読み取ってください。



先日、こども食堂に町民の方から多額の寄付を頂戴しました。ありがとうございました。

## 保健センターからのお知らせ

保健センター ☎ 33-8000

### 生活保護受給者の健康診査

生活保護受給者を対象に、無料で健康診査を実施します。受診を希望する人は、保健センターに申し込んでください。申し込み時に希望の医療機関を伺います。



**対象者** 生活保護受給者で40歳（令和3年3月31日現在）以上の人（ただし、入院中・入所中の人を除く）

※慢性疾患などにより、定期的に受診されている人は、必ずしも受けていただく必要はありません。主治医と相談のうえ、受診してください。

**実施期間** 9月1日(火)～令和3年1月30日(土)まで  
※各医療機関の休診日に注意し、期間内に受診してください。

**健診項目** 問診、身体診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査（医師の判断により実施）

**実施場所** 町内健康診査実施医療機関（下記参照）

#### 受診の流れ

- 9月30日(木)までに保健センターに電話で申し込む。
- 希望する医療機関に事前予約のうえ、保健センターから郵送された書類を持参し受診する。
- 後日、受診した医療機関より結果を受け取る。

#### 町内実施機関

医療機関名	住所	電話番号
あまい医院	612	☎ 33-3215
植山医院	120	☎ 32-2036
小阪内科クリニック	新町 52-3	☎ 32-2602
小畷内科小児科	三笠 17-8	☎ 33-0933
坂根医院	矢部 337-1	☎ 34-3300
忠岡医院	秦庄 456-8	☎ 32-2629
辻クリニック	547	☎ 32-2258
殿村医院	新町 30-1	☎ 33-5420
根元整形外科眼科医院	秦庄 137-1	☎ 33-8211
水野医院	183-7	☎ 32-2401

### 石綿読影の精度に係る調査を実施します

町では環境省の委託を受けて石綿（アスベスト）に関する健康影響に不安がある人を対象に「肺がん検診（石綿読影）」を実施します。

町の肺がん検診（日程などは本紙24ページ）を受けていただきその画像を石綿関連疾患の有無に着目して再度読影し、石綿に関する読影の正確さを検証する検査です。希望される人は事前に保健センターにお問い合わせください。

**対象者** 40歳以上で、石綿に関する健康影響に不安がある人

※ただし、すでに呼吸器疾患で医療機関を受診している場合や、石綿の健康被害による救済制度をすでに受けている人は受診できません。

**検診方法** 胸部エックス線

※肺がん検診（石綿読影）の1週間前になんか検診の問診票と合わせ、石綿読影に関する調査票及び同意書を送付しますので、記入して検診日に持参してください。

**問・申込先** 保健センター ☎ 33-8000

### 9月24日(木)～30日(水)は結核予防週間です

結核は過去の病気ではありません

全国で毎年約2万人が発病している感染症です。奈良県でも毎年発病者が出ており、そのうち7割が65歳以上の人です。高齢になると結核にかかっても発見が遅れがちになりますので、65歳以上の方は定期的な検診が重要です。

早期発見することで、大切な家族や周囲の人への感染拡大を防ぐことができます。

早期発見のためにできること

- 定期検診を必ず受ける  
検診で結核の発病がわかります。年に1回は検診を受けましょう。必要時には精密検査を受けましょう。
- 症状があるときは早く受診する  
2週間以上続く咳や痰、微熱など、結核を疑う症状がある場合は、早めに医療機関へ受診しましょう。

9月3日(木)・4日(金)

## 令和3年度町立幼稚園（教育認定分）の 入園申込を受け付けます

こども未来課(こども支援係) ☎ 33・9036

令和3年度の町立幼稚園の入園申  
込を、次のとおり受け付けます。

### 対象児(いずれも町内在住)

- 3歳児：平成29年4月2日～  
平成30年4月1日生まれ
- 4歳児：平成28年4月2日～  
平成29年4月1日生まれ
- 5歳児：平成27年4月2日～  
平成28年4月1日生まれ

### 保育時間

- 3歳児  
▼月・水曜日：午前8時30分～11時30分
- ▼火・木・金曜日：午前8時30分～午後1時45分(火・木・金曜日は給食)
- ※一学期中の登園時間は全日午前9時。給食は6月から実施。(4月は11時降園、5月は11時30分降園)
- 4歳児・5歳児  
▼月曜日：午前8時30分～11時40分
- ▼火・金曜日：午前8時30分～午後2時(火・金曜日は給食)

### 申込方法

9月3日(木)・4日(金)の午前9時～午後3時に各幼稚園へ申し込んでください。なお、3歳児・4歳児の対象者には案内通知を送付しています。

### 対象住所地と申込先

	対象住所地	申込先
北幼稚園	北小学校区	北幼稚園 ☎ 32-3331
認定こども園 田原本幼稚園	田原本町全域	田原本幼稚園 ☎ 32-6170
南幼稚園	南小学校区	南幼稚園 ☎ 32-2341
認定こども園 平野幼稚園	田原本町全域	認定こども園 平野幼稚園 ☎ 32-4098

### 東幼稚園の入園申込について

東幼稚園では就園対象児数の減少により令和3年度の入園申込を行いません。東小学校区に住所がある人は、次のように願書を提出してください。

### ● 町立認定こども園(教育認定分)

への入園を希望される場合  
田原本幼稚園・平野幼稚園のどちらか希望する園へ入園願書をご持参ください。

らか希望する園へ入園願書をご持参ください。

### ● その他の町立幼稚園へ入園を希望される場合

町役場教育総務課(☎ 34・2074)へ事前にご相談ください。  
※町立認定こども園(保育認定分)及び保育園への入園については、広報たわらもと10月号に掲載予定です。

### 預かり保育の概要

保育終了後、在園している3～5歳児(教育認定)の預かり保育を各幼稚園で実施しています。概要は次のとおりです。

**実施日** 月～金曜日(長期休業中も実施)

**保育時間** 通常保育終了後～午後4時30分(長期休業中は午前8時30分～午後4時30分)

**費用負担** 1日250円(長期休業中：半日利用350円、1日利用700円)

### 田原本幼稚園が認定こども園 田原本幼稚園に変わります

認定こども園田原本幼稚園は、幼稚園教育を基本としながら、保護者の就労などにより保育が必要な幼児(保育認定子ども)には保育を実施する予定です。

## 幼稚園は、遊びを大切にして 楽しく学ぶ教育の場です

幼稚園は、初めて出会う学校です。幼稚園では、小学校と違い教科書を使わず「体験」や「遊び」を通して楽しく学んでいます。そのなかで、うまく人と関われるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいていったりすることで、小学校以降の学習の基礎をつくっています。

### 色水遊び「かき氷を作ろう」

～友達と一緒に試す楽しさを感じる～



◀果物の皮を擦ってみると、良いにおいのシロップができましたよ。

### 栽培活動「バケツ稲」

～地域の人のつながりの中で育つ～



◀お米の苗を植え、成長する様子に目を輝かせています。

詳しい内容や入園についての相談があれば、入園を希望される幼稚園またはこども未来課こども支援係へご連絡ください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した人の介護保険料の減免

☎ 長寿介護課介護保険係 ☎ 34-2101

新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少したときは、介護保険料が減額または免除される場合があります。

### 減免の対象となる介護保険料

令和元年度及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

### 減免対象者と減免額

1 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

減免額…全額を免除

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という）の減少が見込まれ、かつ、次のいずれにも該当する場合

●主たる生計維持者の令和2年の事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填される

### 減免額の計算式

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

A：第1号被保険者の介護保険料額

B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額（減少することが見込まれる事業収入などが2以上あるときは、その合計額）

C：主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額  
d：

▶主たる生計維持者の事業などの廃止または失業の場合…10分の10

▶主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が200万円以下の場合…10分の10

▶主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が200万円を超える場合…10分の8

べき金額があるときは、当該金額を控除した額）が令和元年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること。

●主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免額…上記の計算式により算出した金額を減額

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金

☎ 住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097  
福祉・高齢医療係 ☎ 34-2095 / 34-2096

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人に傷病手当金が支給されます。支給対象期間は9月30日までです。該当する人は申請をお願いします。

### 対象者

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の被用者（会社などから給与の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人。

### 支給対象期間

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。

※適用は令和2年1月1日(水)から9月30日(水)まで（入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで）

### 支給額の計算式

(直近の継続した3月間の給与収入合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 支給対象となる日数

※給与の全額が支払われる期間の支給はありません。給与の一部を受けの場合で、傷病手当金より少ないときは差額を支給します。

### 支給額

上記の計算式により算出した金額

### 申請方法

ホームページから申請書をダウンロードするか、電話で申請書の郵送希望をお伝えください。

●申請書の被保険者用（国保の場合は世帯主用も）・事業主用・医療機関用を住民保険課へ郵送してください。



◀ ホームページも併せて  
ご覧ください